

浜っ子夏まつり実行委員会露店等営業規則

（目的）

第1条 この規則は、浜っ子夏まつりが、暴力団及び暴力団員を利することを防止し、露店等の営業者の公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持と浜っ子夏まつりの健全な運営を図ることを目的に、露店等の営業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（露店等の営業申請）

第2条 露店等を営業しようとする場合は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び営業従事者の氏名、住所、生年月日、営業内容等について、実行委員会が規定する事項を出店申込書（様式第1号）に記載の上、実行委員会に提出し、出店許可証（様式第2号）の交付を得なければならない。

（関係機関への意見聴取）

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及び営業従事者が暴力団員等であるか否かについて、関係機関に意見を聞くことができる。

（出店の拒否）

第4条 実行委員会は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- （1）露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団員又は暴力団員と生計を一にするものである場合
- （2）露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団員又は暴力団員が指定したものに対し、みかじめ料、場所代等名目の如何を問わず、金品を提供するものである場合
- （3）露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団の活動又は運営に協力するものである場合
- （4）露店等の出店許可を得ようとする者が、上記（1）～（3）に該当する物を営業従事者として使用する場合

（出店許可証の提示）

第5条 露店等の営業者及び営業従事者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部から分かりやすい場所に掲示して、営業を行わなければならない。

(出店許可の解除)

第6条 実行委員会は、次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 出店許可を得た者が、第4条の各号の一に該当することが判明した又は該当する行為をした場合
- (2) 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- (4) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合
- (5) 半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (6) 実行委員会等大会関係者の指示に従わなかった場合

(申請内容の変更の届出)

第7条 露店等を営業しようとする者及び営業従事者が、やむをえない事情により申請内容を変更した場合は、変更した者の氏名、住所、生年月日、営業内容等を実行委員会に届けなければならない。

附 則

この規則は、平成26年6月1日より施行する。